

会 議 録

会 議 の 名 称	弘前市いじめ防止等対策審議会第1回定例会議
開 催 年 月 日	令和5年6月6日(火)
開 始 ・ 終 了 時 刻	午後3時30分 から 午後5時 まで
開 催 場 所	岩木庁舎2階 会議室4
議 長 等 の 氏 名	会 長 中村 和彦
出 席 者	副会長 福島 裕敏 委 員 鍋嶋 正明 委 員 大里 絢子 委 員 大湯 恵津子
事 務 局 職 員 の 職 氏 名	学校教育推進監 森 尚生 学校指導課長 鈴木 一哉 教育センター所長 成田 頼昭 学校指導課長補佐 佐藤 一晃 学校指導課指導主事 齋藤 貢一
会 議 の 議 題	(1) 令和4年度の「いじめ」に関する状況報告 (2) 「いじめ調査アンケート」及び「いじめ防止対策推進法に基づく取組」の変更について (3) いじめ対応の検証(保護者との連携方法を含む)
会 議 資 料 の 名 称	・資料1 令和4年度 弘前市立小・中学校のいじめの状況 ・資料2 「いじめに係るアンケート様式案の配付について」 ・資料3 弘前市行動計画(いじめ防止対策推進法に基づく取組) ・資料4 いじめ対応の検証

<p>会議内容</p> <p>(発言者、 発言内容、 審議経過、 結論等)</p>	<p>(議長)</p> <p>「本市における『いじめ』に関する状況報告」及び「審議」については個人情報が含まれることから、運営規則第4条第4項に基づき、これを公開しないことよろしいか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>(議長)</p> <p>初めに、令和4年度における「いじめ」に関する状況報告について、事務局より説明をお願いします。</p> <p>(事務局)</p> <p>弘前市のいじめ認知件数は全国的な傾向と同様である。令和4年度の全国の調査結果はまだ公表されていない。</p> <p>いじめの認知件数が増加傾向にある理由は、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を徹底しながらも、部活動や学校行事などの様々な活動が徐々に再開されたことにより、児童や生徒間の接触機会が増加したことが背景にあるものと考えている。</p> <p>また、「いじめとは被害者本人が苦痛を感じているものといういじめの定義」、「喧嘩であっても背景にある事情の調査を行い、いじめに該当するか否かを判断するという考え方が教職員に浸透し、疑いの段階から早期に対応している成果であると捉えている。</p> <p>「いじめの態様」では、小・中学校とも①の「冷やかし、からかい 悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」の項目が最も多い。</p> <p>続いて小・中学校とも③と④の項目を合わせた「ぶつかる、叩く、蹴る」といった暴力行為が多い。</p> <p>なお小学校では⑦の「嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、されたりさせられたりする」の項目、中学校では⑧の「パソコンや携帯電話等で誹謗中傷や嫌なことをされる」の項目が年々増加している。</p> <p>引き続き、例え小さな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって積極的に認知し、事案に対処するよう指導していく。</p> <p>次の資料は、いじめ発見のきっかけについてまとめたものである。最も多かったのは、小学校では「保護者からの情報」である。中学校は「本人からの情報」、次が「保護者からの情報」である。</p> <p>また、令和4年度におけるいじめの認知件数を月ごとと学期ごとにまとめた資料を準備した。小・中学校ともに入学やクラス替えをし新しい生活に慣れ始める5月～6月、小学校では、夏休み明けの9月、中学校では定期テスト後の学期末にも増える傾向にある。</p> <p>今年度もいじめの事案について各学校との連携を密にし、丁寧かつ慎重に対応していく。</p>
---	---

(委員)

中学校でスマホや携帯電話関係の事案報告が増えたのは、事案そのものが増えたのか、それとも子どもたちが「いじめ」と認識をするようになったのか。

(事務局)

情報モラル等の授業をしているので子どもたちの意識の高まりもあると思うが、事案そのものが増えていると捉えている。

(委員)

保護者もスマホ関係のトラブルがあると警察にしっかり相談しているようだ。それで学校とも連携しなら対応している。そのことも事案報告が増えた要因だと捉えている。

(議長)

次に、「いじめ防止対策推進法に基づく取組の変更」についての説明をお願いします。

(事務局)

前年度第3回定例会議で提案した内容をもとに、児童の発達の段階を踏まえ具体的なアンケートを作成した。

無記名式で、記述は○をつけるだけ、先生とコンタクトを取りたい場合は自分の名簿番号に○をつける等の工夫をした。

(委員)

担任以外が集計することが望ましいのは、どういう意味からか。

(事務局)

担任は普段子どもたちと触れ合っているので、些細な見落としがあるかもしれない。例えば仲間外れに丸をつけても、これはきつとこういうことだと軽く見てしまうこともあるかもしれない。この子はこうい子だからと、見落としをすることを防ぐために、あえて他の先生が集計することが望ましいという表現にした。

(委員)

担任の先生が集計することで、子どもたちが書かないことは想定してないのか。大学の授業評価だと、学生に封をしなさいという指示があり、どのように記入したかわからないようにしている。

(委員)

回収は担任の先生がするのか。

(事務局)

担任が回収をしてもよいが、実施者向けの留意点に、他者に回答が見られないように十分配慮してくださいという文言を掲載した。

(委員)

とりあえず実施してみることが大切だと思うが、名簿番号に丸を付

けてくれるととても役立つものとなるが、そうでなければ何もわからないのではないか。

(事務局)

まずは、学級に困っている人がいることを発見することが大切である。

(委員)

誰かが悪口を言われていることを、見たことがないという人はいないと思う。そこで、丸を付けるか、付けないかが重要になる。

(委員)

回答する側は、問題の意味を理解できるのだろうか。

(事務局)

このまま使うというのではなくて、学校の実情に応じて加工していただければと思っている。

(委員)

丸を付けるだけなので、答えやすいという面はある。

(委員)

文字を書くよりはよいと思う。

(委員)

名簿に丸を付けてくれれば情報は入りやすいが、そこまでは難しいと考える。

(委員)

「いじめのアンケートをやっても、そこで把握できる件数が低いので、それであれば違う形のアンケートにしよう」、「すぐにいじめと判断できるかはわからないが、とりあえず書いてもらって、気になることがあれば注意して様子を見ていこう」、そのための道具であるという捉えでよいか。

(事務局)

そのとおりである。

(委員)

いじめ等の対策について、今後、国からタブレット活用の提案があるかもしれないが、弘前市教育委員会としてはどのように考えているか。

(事務局)

現時点では対応策を考えていないが、子どものためになるのであれば、躊躇せずに取り組むことが基本方針である。学校の負担感等も踏まえながら進めていきたい。

(委員)

タブレットは便利で手間もかからないが、IDを入力する問題もあり、入力者が特定されてしまう。

(委員)

今後の工夫が必要になる。

(議長)

次に、前年度の第3回定例会議でも話題になったが、「いじめ防止対策推進法に基づく取組」の変更についてお願いします。

(事務局)

重大事態の発生時、学校には相当な混乱が想定されるため、そのフローを分かりやすく示すことに重点を置いた。

(委員)

一般的に教育委員会が主体的に調査委員会を立ち上げて、納得いかない方がいて再調査を希望されることが結構ある。そういう可能性がある場合、教育委員会が主体だと二度手間になってしまうことがある。そうであれば、自殺などの重大事態が発生した場合は、最初から市長が主体の委員会を立ち上げた方がシンプルで時間もかからないのではないかと思う。個人的な考えではあるが、検討していただきたい。

(委員)

委員の人選について、どのような方が、どこまで入のかという疑問がある。

(委員)

実際には教育委員会が市からの要請を受けて動くことになると思うが、原因について具体的に調査するところを別に設ける感じになるのだろうか。

(委員)

特別の場合は調査結果を伝えて、そこでまた新たにという形になると思う。結果的には教育委員会が、市の指示で動くことになる。

(委員)

調査が不十分とは、誰が判断するのか。

(委員)

基本は保護者等になるのだろうか。明確にしておく必要がある。

(委員)

児童生徒や保護者との記載がある。

(委員)

再調査の依頼は保護者等が行うが、再調査するかどうか決めるのが再調査委員会となるのか。

(委員)

再調査委員はどうやって選ばれるのかははっきりしない。青森県は過去に設けたことがあると記憶している。

(事務局)

もう少し研究させていただき、次回に再報告したい。

(委員)

再調査については、シンプルに「再調査が必要であると市長が判断したとき」という一文の記述でよいと思う。市長が再調査を必要としたときに、再調査を開始するということである。

調査委員会がしっかり調査をしたが、不十分だと言われたこともある。再調査の理由として、調査が十分できてないとか、人選が不公平などと言われることを、非常に不快に思われる調査員の方もいる。再調査とは依頼した人が要望することであって用意しておくことではない。市長からの指示があればやればよいし、多方面からの意見を市長が妥当だと思えば市長が決めればよい。

(委員)

再検討いただければと思う。

(議長)

次に、いじめ対応の検証についてお願いします。

(事務局)

いじめ発生時における、保護者や地域との連携について留意点を伺いたい。

(委員)

学校が地域の民生委員・児童委員と連携し、長期化したいじめトラブルを解消した事例があった。

(委員)

ケースバイケースだが、保護者間の話合いの場を学校が設定する場合、学校は必要な情報を集め、話合いの進め方について問題になりそうなことを想定し調整しておくことが大切である。複数の教員で情報収集等をするのは大原則である。迅速な対応、要求への対応が難しい事例はたくさんあり、関係機関との連携も必要である。

(委員)

学校がトラブルの経過を記録しておくことは、とても重要である。

(委員)

双方から聞いた情報等を相手側に伝える場合、慎重に判断すべきである。

(委員)

被害者側は、加害をした子どもの保護者が自覚をもって詫びてくれると考えている。保護者間の話合いでは、加害者と被害者の立場が確立していること、加害者が被害者に謝る構図、設定ができていない段階が必要である。

(委員)

そのためには、事実関係を固めておかないと難しい。子どもが納得しないような叱り方をしていると、保護者は謝ってくれないと思う。

(委員)

「先生に謝れと言われたから加害者が反省の言葉を述べているだけで、反省の態度が全く見られない」と、被害者の保護者が捉えた事例が過去にあった。

(委員)

事実関係をしっかり情報収集する必要がある。「裁判をしたい」と話す保護者の気持ちは理解できるが、その要求どおりにするかどうかは別の問題である。対応は難しい。

(事務局)

基本的に関係保護者をノープランで合わせるのは危険である。

(委員)

加害者の親が、「子どもたちのことでしょう」と、第三者になってしまう。

(委員)

いじめた側が複数の場合だとお互いの関わりのレベルが違う。そういう時は、加害者側と一緒に同じレベルで謝るようになっておく必要がある。被害者側に遺恨が残りにくいようにすることが大切である。

(委員)

3人のうちのあの子が悪い、あの子がやらせたというようになる。

(委員)

ケースバイケースで、明らかなものはすぐに動く、明らかではないことは明らかになってから対応する、被害者と加害者の双方が納得することが大切である。

(議長)

他にご意見はあるか。他の意見等がないようなので、これで本日の協議会を終了する。